

建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)の

新公共調達制度

— 競争性・公平性・透明性の向上 —

■ 建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)の新公共調達制度

建設工事に係る全ての委託業務において、平成20年6月から、より競争性・公平性・透明性の向上を図るため、指名競争入札を原則廃止^{※1}し、条件付き一般競争入札を導入しています。

その導入にあたり、

1. 不良不適格業者の排除
2. 品質の確保〔一定の能力・信頼性・ダンピング対策〕
3. 県内業者の育成



の3つの観点から、新たに入札参加資格審査申請や入札参加条件等を定めた制度です。

※1 ・災害対応等、やむを得ない理由で指名競争入札や随意契約を行う場合は理由及び結果を公表します。

3つの大きな観点



1 不良不適格業者の排除

- ◆入札参加資格審査申請の条件に「役員等に暴力団等との関係が無いこと」を設定!
- ◆不正及び不適格行為に対しては、入札参加資格の取消や停止等により厳格に対処!
- ◆重大な瑕疵(設計ミスによる県への損害等)を犯した場合、入札参加資格を停止!

2 品質の確保

【一定の能力】……以下の条件を入札参加条件に付します。

- ◆業務の難易度に応じた、所属する技術者の資格(技術士、建築士等)や人数!
- ◆国土交通省への登録や、県の入札参加資格審査における認定!

【信頼性】……以下の条件を入札参加条件に付します。

- ◆同種・類似業務(国、都道府県等発注)の元請としての受注実績!

(但し、新規参入も認めるため、簡易な業務については、県内市町村での受注実績も認めるものとし、実績を持たない場合でも、実績条件と同等の能力が確認できれば入札参加を認めます。また、同等の能力は、「一般業務認定審査部会」及び「高度技術業務認定審査部会」を設置し、確認します。)

- ◆過去6ヶ月間に55点未満、又は過去3ヶ月間に60点未満の業務成績が無いこと!
(県発注業務の業務成績を対象とします。)

【ダンピング対策】

- ◆予定価格3,000万円未満の業務において、最低制限価格(事後公表・変動制)を設定!
- ◆予定価格3,000万円以上の業務において、予定価格を事後公表!

3 県内業者の育成

- ◆県内業者により履行が可能と見込まれる業務は県内業者に発注!
- ◆県外業者には、①一定の技術者数を有することを入札参加資格審査申請の条件に、②県内に支店・営業所等を有することを入札参加条件に付します!

入札参加条件

入札参加資格審査申請に必要な主な条件

- ① 地方自治法施行令の資格要件を有すること
- ② 県税等の未納がないこと
- ③ 役員等に、暴力団等との関係がないこと
- ④ 県外業者は一定の技術者数を有していること等

不良不適格業者の排除

※新規に入札参加資格を受けた方で、実績を持たない場合、入札への参加に際しては、「一般業務認定審査部会」、「高度技術業務認定審査部会」において同等の能力の認定が必要となります。

全ての業務の入札参加条件 (共通条件)

- 一定期間内に特に低い業務成績がないこと 「信頼性」 県内業者の育成
- 県内に本店、支店、営業所等を有していること ただし、県内業者だけで履行が可能と見込まれる業務には、原則として県内に本店を有することを条件に付す。

個別業務ごとの入札参加条件

- 所属する技術者の資格や人数 「一定の能力」
- 同種業務等の実績を有していること等 「信頼性」

実績条件のみ満たさない場合

新規参入を認めるため、実績を持たない場合でも、同等の能力が認められれば入札参加可能。



「一般業務認定審査部会」
「高度技術業務認定審査部会」

予定価格・最低制限価格

予定価格

平成20年12月から、予定価格は3千万円未満は事前公表、3千万円以上は事後公表としています。

	3千万円未満	3千万円以上
予定価格	事前公表	事後公表
最低制限価格	あり 事後公表	なし

最低制限価格

- 平成20年12月から、予定価格3千万円未満の業務に最低制限価格を設定しています。 「ダンピング対策」
 - 最低制限価格は事後公表とし、開札と同時にランダム係数を発生させ、これに乗じることにより変動させます。また、価格は平成23年8月から下記の式により算出しています。
- 設定範囲は予定価格の7.0/10以上としています。

(業務種別毎に定めた以下の①～④により算出された額の合計金額) × 法定消費税相当額^{※1} × ランダム係数^{※2}

※1 資産の譲渡予定日に適用される税率。

※2 一定の範囲で無作為に発生させる係数。

業種区分	①	②	③	④
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額 ^{※1}	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 ^{※1}
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額 ^{※2}	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 ^{※2}
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の額に 10分の4を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の4を乗じて得た額

※1 地すべり調査解析業務、漁港漁場関係設計業務、土地改良工事設計業務及び治山事業調査等業務に適用。

※2 工損調査業務及び用地精度監理業務に適用。

建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)の新公共調達制度

(1) 入札参加資格

県業務入札参加資格審査申請のために必要な主な条件

全業者対象

- 地方自治法施行令の資格要件を有すること。
- 県税等の未納がないこと。
- 役員等に、暴力団等との関係がないこと。
- 測量業務の入札参加を希望する者は測量法による登録を受けていること。

建築関係建設コンサルタント業務(建築一般)の設計・監理の入札参加を希望する者は建築士法による登録を受けていること。

県外業者対象

土木関係建設コンサルタント業務
⑥ 会社全体の技術士数が5名以上の者であること。

建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)
⑦ 会社全体の1級建築士数が20名以上の者であること。

補償関係コンサルタント業務
⑧ 会社全体の「補償業務管理者、補償業務管理士」数が合わせて5名以上の者であること。

測量業務(航空測量)
⑨ 測量法第55条の二第1項第5号により、航空測量(空中写真撮影及び空中写真図化)を主として請け負う測量の種類としている者であること。
また、会社全体の測量士数が10名以上の者であること。

※ 暖冷房・衛生・電気を除く建築関係建設コンサルタント業務、航空測量を除く測量業務、地質調査業務は、県外業者は原則認めない。

全ての業務の入札参加条件

「信頼性」

和歌山県発注業務で過去3ヶ月間に60点未満、過去6ヶ月間に55点未満の業務成績がないこと
県内に本店または支店・営業所等を有していること(県発注業務が極めて少ない特殊な業務については除く)

実績条件を満たす場合

一般的な業務等で受注実績や当該部門の実績を有しない者

一般業務認定審査部会(1年に1回開催)

同等の能力を認められた場合

高度な技術を要する業務で同種業務の実績を有しない者

高度技術業務認定審査部会(必要に応じ開催)

同等の能力を認められた場合

(2) 入札参加条件等

個別の発注業務ごとの入札参加条件(最低限必要な条件)

I. 土木関係建設コンサルタント業務

【道路部門、鋼構造及びコンクリート部門など21部門】

業務内容	区分	地域条件	「一定の能力」		「信頼性」		備考
			登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考	
土木構造物等の設計や道路、河川、港湾等の計画を行う業務	A1 簡易な構造物の設計等の業務(予定価格400万円未満の業務(ただし橋梁、法面、砂防ダム等の設計除く))	県内2ブロック ^{※2}	当該部門の認定	会社全体の技術士等又はRCCMが合わせて1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・平面交差点、落石防護柵、擁壁、単純な構造物の橋梁等の設計・計画 ・ただし、法面設計(安定計算を含まない)及び橋梁設計、砂防ダム詳細設計は、予定価格400万円未満であってもA2区分とする。	
	A2 簡易な構造物の設計等の業務(予定価格400万円以上の業務)	県内	国への登録かつ当該部門の認定	会社全体の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上			
	B1 一般的な構造物の設計等の業務(擁壁、コンクリート橋等の設計)	県内	当該部門の認定	当該部門の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上			
	B2 一般的な構造物の設計等の業務(上記B1を除く設計)	混合	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	当該部門の技術士が2名以上			
高度な技術を要する構造物の設計等の業務	C	混合	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	当該部門の技術士が3名以上	同種業務の実績(国等又は都道府県、政令市)	・トンネル、ダム本体、水門、棧橋、吊橋等の設計・計画	

・業務内容により、当該部門以外の部門(関連部門)の登録や技術者数を条件とする場合があります。例えば橋梁設計で当該部門(鋼構造及びコンクリート)に対する土質基礎などの部門が関連部門となります。
※²・県内2ブロック(【海草+那賀+伊都+有田】、【日高+西牟婁+串本+新宮】)

II. 建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)

【建築一般部門、意匠部門、構造部門、建築積算部門、調査部門の5部門】

業務内容	区分	地域条件	「一定の能力」		「信頼性」		備考
			登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考	
建築物等の設計を行う業務	A 簡易な建築物の設計等の業務	県内	当該部門の認定	1級建築士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・倉庫、車庫等の新築、改修設計 ・体育館、学校等の改修設計で大規模なものは除く	
	B 一般的な建築物の設計等の業務	県内	当該部門の認定	1級建築士が2名以上			
	C1 高度な技術を要する建築物の設計等の業務(予定価格4,000万円未満の業務)	混合	当該部門の認定	1級建築士が2名以上、かつ、1級建築士を1ポイント、2級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとし、合計5ポイント以上			
	C2 高度な技術を要する建築物の設計等の業務(予定価格4,000万円以上の業務)	混合	当該部門の認定	1級建築士が20名以上、又は中小企業組合として登録された協同組合で1級建築士が50名以上			
同種業務の実績(国等又は都道府県、政令市)							

III. 建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)

【暖冷房部門、衛生部門、電気部門の3部門】

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
改修等で建築設備の設計を単独で行う業務	全ての業務	県内	当該部門の認定		受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	建築物の給排水、衛生設備、空調設備及び電気設備の改修工事の設計

IV. 補償関係コンサルタント業務

【土地調査部門、物件部門など8部門】

業務内容	区分	地域条件	「一定の能力」		「信頼性」		備考
			登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考	
建物等の調査・算定を行う業務	A 「土地調査部門」及び「物件部門」の内、簡易な業務	県内	7部門のいずれかの部門の国への登録、かつ当該部門の認定		当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	簡易な業務とは、住宅等の延べ面積の合計が500㎡未満までとする。	
	B 上記以外の業務	混合	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	当該部門の補償業務管理士(補償業務管理者以外の者)が1名以上			
当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市)							

V. 測量業務

【部門の分類なし】

業務内容	区分	地域条件	「一定の能力」		「信頼性」		備考
			登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考	
測量一般(土地の形状や用地を測る業務)	A 予定価格250万円未満の業務	県内6ブロック ^{※3}	測量一般の認定	測量士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・地形測量 ・横断測量 ・縦断測量 ・用地測量 等	
	B 予定価格250万円以上の業務	県内2ブロック ^{※4}	測量一般の認定	測量士又は測量士補が合わせて3名以上			
航空測量(航空機を利用した測量)	全ての業務	混合	航空測量の認定	測量士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	航空機等の所有等の条件を付す。	

※³・県内6ブロック(【伊都+那賀】、海草、有田、日高、西牟婁、【串本+新宮】)
※⁴・県内2ブロック(【海草+那賀+伊都+有田】、【日高+西牟婁+串本+新宮】)

VI. 地質調査業務

【部門の分類なし】

業務内容	区分	地域条件	「一定の能力」		「信頼性」		備考
			登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考	
地質の調査を行う業務	A 予定価格500万円未満の業務	県内	地質調査業の認定		受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・ボーリング調査 ・弾性波探査 等	
	B 予定価格500万円以上の業務		国への登録かつ地質調査業の認定				

※ 総合評価方式については、予定価格1,000万円以上の「土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分C」並びに「建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分B、区分C1及び区分C2」に導入しています。
※ 災害時等の緊急を要する場合には、指名競争入札や随意契約を行う場合もあります。
※ 県外業者については、入札参加資格とは別に「和歌山県内の支店、営業所等」の認定が事前に必要となります。



「ダンピング対策」

予定価格(3千万円以上事後公表)・最低制限価格の設定(事後公表・変動制)

総合評価方式

公共投資が減少している中、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者が多くなることにより、設計業務の品質の低下が懸念されています。そのため、価格と品質で総合的に優れた調達を実施することが必要と考えられ、具体化されたのが「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)に位置づけられた総合評価方式です。

和歌山県では、平成25年11月より一層の品質確保を図るため、**予定価格1,000万円以上の「土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分C」並びに「建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分B、区分C1及び区分C2」**において、総合評価方式を導入しています。

評価値の算出方法

総合評価方式では、評価値の高い応募者が落札者となります。

※評価値＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点＝100点×(1－入札価格/予定価格)

技術評価点＝
(100点) **業務の実施方針**
及び
評価テーマに関する技術提案 (50～30点) + 配置予定技術者・企業の能力 (30～50点) + 地域貢献 (20点)

※評価値は小数点第4位止めとし、小数点第5位を四捨五入します。

総合評価方式の型式

標準型Ⅰ

「土木関係建設コンサルタント業務の区分C」及び
「建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C2」に適用

「業務の実施方針及び評価テーマに関する技術提案」のほか、「配置予定技術者・企業の能力」、「地域貢献」等定量化された項目により評価しています。

技術評価点＝
(100点) **業務の実施方針**
及び
評価テーマに関する技術提案 (50点) + 配置予定技術者・企業の能力 (30点) + 地域貢献 (20点)

標準型Ⅱ

「土木関係建設コンサルタント業務の区分B2」及び
「建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C1及び区分B」に適用

「業務の実施方針」のほか、「配置予定技術者・企業の能力」、「地域貢献」等定量化された項目により評価しています。

技術評価点＝**業務の実施方針** + 配置予定技術者・企業の能力 + 地域貢献
(100点) (30点) (50点) (20点)

学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたっては、地方自治法及び同法施行令に基づき、**学識経験者等で構成する第三者委員会の意見を聴く**こととしています。

特に定量的な評価が困難な評価テーマに関する技術提案等については、審査の透明性を確保するため、**第三者委員会を開催**し、評価をおこなっています。

■公共工事の品質確保(建設工事に係る委託業務)

⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkakuitaku/index.html>

不正及び不適格行為による処分

①入札参加資格取消

(1) の県業務入札参加資格審査申請に必要な条件を欠くことになった場合

②入札参加資格停止(主な措置)

分野	主な措置要件	期間
契約違反等に対する措置	重大な瑕疵(設計ミスにより県に損害を与えた場合等)	6~12ヶ月
不正行為等に対する措置	契約違反(履行遅滞があった場合等)	1~3ヶ月
	贈賄(県の職員に対する贈賄等)	24ヶ月
	独占禁止法違反(県発注業務における独禁法違反等)	12~24ヶ月
	談合(県発注業務における談合等)	24ヶ月
不正行為等に対する措置	虚偽申請(入札参加資格審査、入札参加要件における虚偽申請等)	6ヶ月
	虚偽申請(入札参加資格審査、入札参加要件における虚偽申請等)	6ヶ月
経営不振に関する措置	銀行取引停止等	取引再開まで等
暴力団排除に関する措置	暴力団等の関係(暴力団関係者、密接な関係、資金供与等)	改善まで等

電子入札の適用について

平成20年6月から建設工事に係る全ての委託業務において電子入札を実施しています。

暴力団等の排除について

- 入札参加資格審査の際、代表者、役員などが暴力団等で経営に関与している場合には、入札参加資格を認定しません。
- 和歌山県の発注する建設工事に係る委託業務に入札参加される業者の皆様が、暴力団等から不当な要求を受けた場合は、必ず各振興局建設部等にご相談ください。

不良不適格業者の排除方策と不当要求行為等の防止策

- 平成24年12月から、公共機関の職員への脅迫的な言動や暴力を用いた者及び入札制度に関して虚偽の風説を流布する等により入札制度の信用を毀損した者に対して、入札参加資格の認定拒否・取消及び入札参加資格停止を行うこととしています。
- 平成25年8月から、請負者並びに受託者に対し、不当要求行為等を受けた場合の発注者への報告、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査への協力等に関する誓約書の提出を義務付けています。

■不良不適格業者の排除方策と不当要求行為等の防止策の強化

⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/seiyaku.pdf>

条件付き一般競争入札の流れ

資格審査

条件付き一般競争入札



処分
不正及び不適格行為による処分

電子入札の実施

入札参加資格審査(2年に1度)
(1年に1回開催)

新規参入
(一般的な業務等の実績を持たない場合)
一般業務認定審査部会

○公告

入札に参加するために必要な条件

全ての業務の入札参加条件

(高度な技術を要する業務の実績を持たない場合)

新規参入
高度技術業務認定審査部会

(必要に応じ開催)

個別業務ごとの入札参加条件

○入札

最低制限価格の設定(事後公表)

(予定価格3,000万円未満の場合)

一般業務認定審査部会、高度技術業務認定審査部会の設置(新規や実績がない部門等への参入審査)

1年に1回(4月頃開催)

一般的な業務等 = 受注実績や同一部門の実績を求める業務

実績条件を満たさない場合

一般業務認定審査部会

- 会社として県外市町村や民間での実績を有するもの
- 所属する技術者に国等又は都道府県、政令市発注の業務で主任(管理)技術者としての経験を有するもの

認められなかった場合

同等の能力がないと判断した理由の説明要求

同等の能力を認められた場合

理由の説明要求に係る回答

個別業務への入札参加

例えば...

平面交差点、擁壁、シールド
一般的な橋梁等の設計
倉庫、体育館、学校等の設計
補償関係、測量・調査業務
年間発注件数 1,000件程度

例えば...

トンネル、ダム本体、水門
栈橋、つり橋等の設計。
美術館、病院等の設計。
年間発注件数 130件程度

個別業務の発注時、必要に応じ開催

高度な技術を要する業務
(土木区分C、建築区分C1、C2) = 同種業務の実績を求める業務

個別業務の入札

入札公告

実績条件を満たさない場合

申請

- 会社として市町村や民間での同種業務の実績を有するもの
- 所属する技術者に国等又は都道府県、政令市発注の同種業務で主任(管理)技術者としての経験を有するもの

高度技術業務認定審査部会

審査結果通知

認められなかった場合

同等の能力がないと判断した理由の説明要求

同等の能力を認められた場合

理由の説明要求に係る回答

入札

10日

5日

25日

■新公共調達制度相談窓口

新公共調達制度について、直接、県民、事業者のご意見等をお聴きするため、各振興局建設部と技術調査課等に、「新公共調達制度相談窓口」を新たに設置しています。

技術調査課ホームページ ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

公共調達フリーダイヤル：0120-232-049

～未来に羽ばたく元気な和歌山～



このパンフレットは、環境に配慮した紙と大豆油インキを使用しています。